

## 岐阜県小児アレルギーエデュケーター養成事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、アレルギー疾患に係る医療提供体制の充実に向けて、高度な知識と指導技術を習得した小児アレルギーエデュケーター（以下「エデュケーター」という。）を養成するため、県内にある医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所（以下「病院等」という。）の開設者（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において岐阜県小児アレルギーエデュケーター養成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### (欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結

し、これを利用している個人又は法人等

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額、補助率並びに補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別途通知する。

(補助金の交付の条件)

第5条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更及び補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 2 前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分（内容）変更承認申請書（別記第2号様式）
  - (2) 前項第2号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

(実績報告)

第7条 実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第4号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ）から30日を経過する日又は当該完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付の時期等)

第8条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第5号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第9条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の整備)

第10条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(書類の提出部数等)

第11条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1通とする。

附 則

この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

<p>補助対象事業</p>	<p>補助事業者が、次の全ての条件を満たす者を対象に行うアレルギーエデュケーターの養成事業</p> <p>(1) 県内にある病院等においてアレルギー疾患に携わる従事者であること。</p> <p>(2) アレルギー専門医の資格を有する医師から推薦を受けていること。</p> <p>(3) 補助金の交付を申請する年度に、日本小児臨床アレルギー学会が実施するエデュケーターの認定証の交付（更新の場合を含む。）を受けすること。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>一般社団法人日本小児臨床アレルギー学会が実施するエデュケーター試験の実施要項に記載された次の費用</p> <p>(1) 小児アレルギー疾患基礎講習会及び認定講習会の受講料</p> <p>(2) 受講資格試験料</p> <p>(3) 認定審査料</p> <p>(4) 認定料</p>
<p>補助基準額</p>	<p>100千円</p>
<p>補助率</p>	<p>1/2</p>
<p>補助金の額</p>	<p>補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して小さい方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して小さい方の額に補助率を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)</p>

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の職氏名



年度岐阜県小児アレルギーエデュケーター養成事業費補助金  
交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 県補助申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙）
- (2) エデュケーター養成の対象者が、県内にある病院等においてアレルギー疾患に携わる従事者であることの証明書
- (3) アレルギー専門医の資格を有する医師の推薦書
- (4) 当該認定申請に係る試験の実施要項

別紙

岐阜県小児アレルギーエドゥケーター養成事業費補助金 事業計画書

(申請者名： )

病院等の名称	認定証交付 予定者氏名	認定 種別	認定証交付 予定時期	職種	補助対象経費及び 支出（予定）額	備考
		新規 ・ 更新	年 月	看護師・准看護師・ 薬剤師・管理栄養士	受講料 円 受講資格試験料 円 認定審査料 円 認定料 円	
		新規 ・ 更新	年 月	看護師・准看護師・ 薬剤師・管理栄養士	受講料 円 受講資格試験料 円 認定審査料 円 認定料 円	

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の職氏名



年度岐阜県小児アレルギーエドゥケーター養成事業費補助金  
事業経費配分（内容）変更承認申請書

年 月 日付け保医第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県小児アレルギーエドゥケーター養成事業費補助金に係る事業の経費の配分（内容）を変更したいので、岐阜県小児アレルギーエドゥケーター養成事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の承認を申請します。

記

備考 「記」以下は、変更前と変更後の経費の配分又は事業の内容が分かるよう、具体的かつ分かりやすく記載すること。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の職氏名



年度岐阜県小児アレルギーエドゥケーター養成事業費補助金  
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け保医第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県小児アレルギーエドゥケーター養成事業費補助金に係る事業を中止（廃止）したいので、岐阜県小児アレルギーエドゥケーター養成事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の承認を申請します。

記

備考 「記」以下は、中止（廃止）の理由を、具体的かつ分かりやすく記載すること。



第4号様式（第7条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の職氏名



年度岐阜県小児アレルギーエドゥケーター養成事業費補助金  
実績報告書

年 月 日付け保医第 号で交付決定のあった 年度岐阜県小児アレルギーエドゥケーター養成事業費補助金に係る事業が完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 添付書類

- (1) 事業実施報告書（別紙）
- (2) 日本小児臨床アレルギー学会から交付された認定証の写し
- (3) エドゥケーターの認定（更新の場合を含む。）に要した経費に関する会計書類
- (4) その他参考となる書類

別紙

岐阜県小児アレルギーエデュケーター養成事業費補助金 事業実施報告書

(申請者名： )

病院等の名称	認定証 交付者氏名	認定 種別	認定証 交付日	職種	補助対象経費及び 支出額	備考
		新規 ・ 更新	年 月 日	看護師・准看護師・ 薬剤師・管理栄養士	受講料 円 受講資格試験料 円 認定審査料 円 認定料 円	
		新規 ・ 更新	年 月 日	看護師・准看護師・ 薬剤師・管理栄養士	受講料 円 受講資格試験料 円 認定審査料 円 認定料 円	

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の所在地

申請者の名称

代表者の職氏名



年度岐阜県小児アレルギーエドゥケーター養成事業費補助金  
交付請求書

年 月 日付け保医第 号で交付決定のあった 年度岐阜県小児アレルギーエドゥケーター養成事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

補助金請求金額	円
金融機関名（支店名）	
預金種目	
口座番号	
（フリガナ） 口座名義	（ ）